

資料編

関連資料 1 国・都および23区などの動向

1 第六次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）

（1）概要

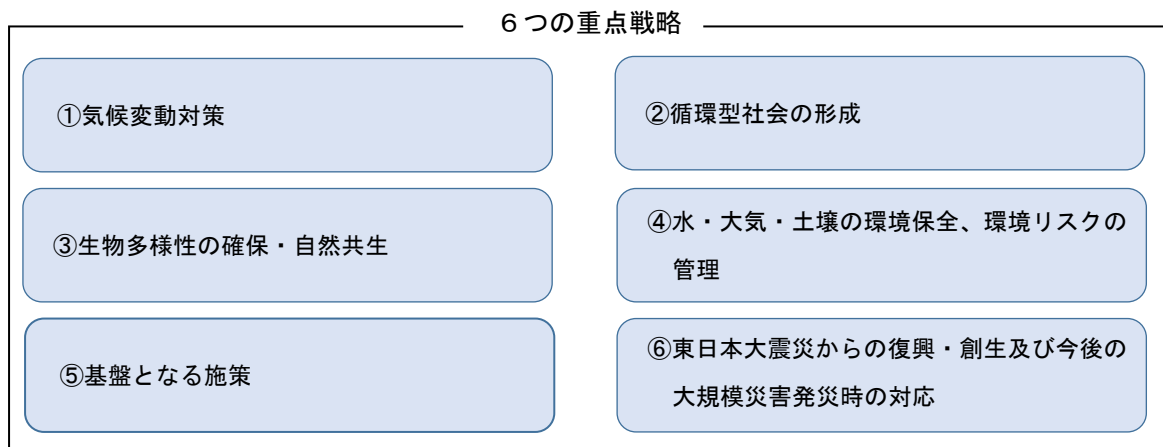
政府の環境政策を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められることとされ、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。およそ6年ごとに改定されるものとされており、令和6年5月に第六次環境基本計画が閣議決定しました。

（2）第六次環境基本計画のポイント

第一次計画からちょうど30年の節目に策定される環境基本計画です。環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保や、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むこととしています

（3）第六次環境基本計画における施策の展開



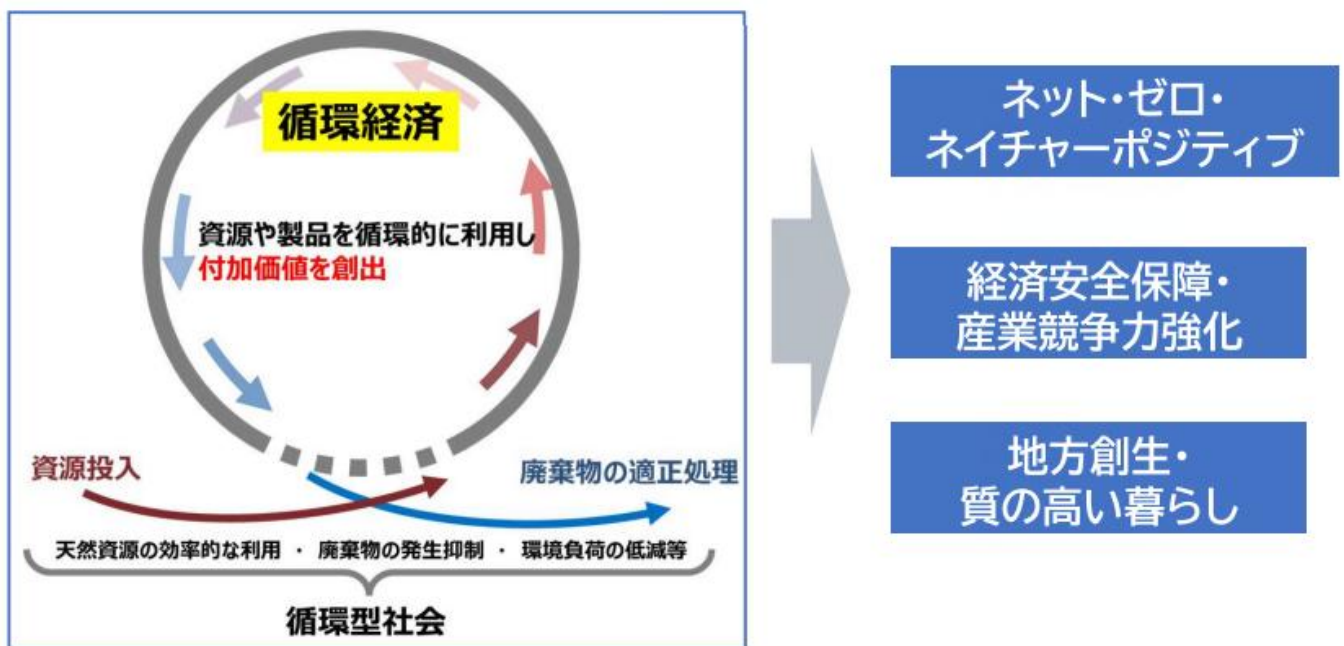
2 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）

（1）概要

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める計画です。

同法の中で、循環型社会形成推進基本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

（2）第五次循環型社会形成推進基本計画のポイント



第五次循環型社会形成推進計画では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を鍵としています。循環経済への移行を推進することで、気候変動や生物多様性の損失、環境汚染などの社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、ひいては質の高い暮らしの実現を目指しています。

（3）Edogawa ごみダイエットプランと関連する指標、目標

項目	目標年度	目標内容
家庭系食品ロス量	2030年度	2000年度の半減
1人1日当たりのごみ焼却量	2030年度	約580g/人/日

3 東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年9月）

（1）概要

東京都資源循環・廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定するものであり、東京都環境基本計画に掲げる個別分野の計画です。東京都の資源循環廃棄物処理の主要な施策を示しています。

東京が大都市としての活力を維持し社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で、社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す姿を2030年度に向けた東京の資源循環・廃棄物処理のあるべき姿としています。

（2）三本の柱

指標及び計画目標
<p>（1）持続可能な資源利用の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然資源の消費量を削減し、資源の採取から消費に係る環境負荷を低減 ・資源をめぐる様々な社会問題の解決に貢献 ・発生した循環資源や廃棄物は、循環型社会形成推進基本法で掲げる原則にのっとり3Rを徹底
<p>（2）廃棄物処理システムのレベルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会構造の変革時においても廃棄物・リサイクルの仕組みを維持する必要 ・ごみ排出時のサポートから、デジタル化の促進等による廃棄物処理の業務・処理プロセスの高度化・効率化まで、あらゆる場面・プロセスでの改善が必要 ・社会システムとして、廃棄物処理システムを強化
<p>（3）社会的課題への果敢なチャレンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症等の未曾有の危機にも対応できる廃棄物処理システムを確立 ・災害発生時、迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実施 ・2050年CO₂排出実質ゼロ（ゼロエミッション）は人類共通の最大の課題であることを認識し、廃棄物分野の取り組みを加速

（3）計画目標と指標

指標及び計画目標
<p>【資源ロスの削減】</p> <p>①一般廃棄物排出量：2025年度440万t、2030年度410万t</p> <p>②プラスチック焼却削減量：2030年度 40%（2017年度比）</p> <p>③食品ロス削減量：2030年度 38万t</p>
<p>【循環的利用の推進と最終処分量の削減】</p> <p>④一般廃棄物再生利用率：2025年度 31%、2030年度 37%</p> <p>⑤最終処分量：2050年度 82万t、2030年度77万t</p>
<p>【災害廃棄物の処理体制の構築】</p> <p>⑥区市町村災害廃棄物処理計画策定率：2025年度 100%</p>

(4) 主要な施策

主要な施策	内容
資源ロスの更なる削減	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック削減プログラム及び食品ロス削減推進計画に基づき、消費者やメーカー等と連携した施策の推進 ・家庭ごみの有料化、事業系ごみの受入料金適正化なども含めた廃棄物の発生抑制策の検討
廃棄物の循環利用の更なる推進	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集拡大による家庭系プラスチックごみのリサイクルの促進 ・事業者の自主的な取り組み促進及び区市町村と連携した指導により事業系廃棄物の3Rの推進 ・工事現場での分別徹底などにより建設廃棄物のリサイクルを促進 ・環境配慮製品の普及拡大や海ごみ対策の推進など、資源ライフサイクルでの環境負荷低減
廃棄物処理システムの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理や各種届出等の手続きにおける電子化推進、ICTやRPA活用による業務効率化 ・事業系廃棄物の連携収集による収集運搬を効率化するなど、社会構造の変化に柔軟に対応できる処理体制を構築 ・区市町村が運営する廃棄物処理施設等の広域化・集約化による社会コストの削減 ・処理が難しい廃棄物の処理困難性の評価を含めた処理の制度的な枠組みを検討 ・PCB対策及び不法投棄対策の確実な推進
健全で信頼される静脈システムの発展	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな取り組みを事業化する上でのハードルを下げるため、モデル事業の実施により試験的に社会実験に取り組める場を提供するとともに、事業者がチャレンジしやすい環境を整備 ・サーキュラーエコノミーに向けた枠組みを検討するなど環境対策と経済を両立
社会的な課題への的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の徹底等による事業継続性の確保、システムとしてのレジリエンス強化 ・首都直下地震等に備え、地域で処理するための共同組織、関連団体との連携などを推進 ・広域連携によるリサイクルや不法投棄撲滅に向けた取り組みの推進 ・ゼロエミッションに向けた政策の検討、個別事業の実施

4 東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画

(1) 概要

23区内のごみの中間処理（焼却・破碎等）を行う一部事務組合としての廃棄物処理法に基づく基本計画です。

計画期間は令和3年度から令和16年度までで、各区・東京都・国の計画等との整合性を図るとともに、中・長期的な経営方針である『一組経営計画』の具体的な取り組みを示しています。

(2) 基本的な考え方と施策体系

効率的で安定した中間処理施設の運営や整備とともに、地球環境への負荷が少ない循環型社会形成のための取り組みも求められていることから、「循環型ごみ処理システムの推進」を目標とし、次のような施策を定めています。

項目	内容
効率的で安定した全量処理体制の確保	<ul style="list-style-type: none">・安定稼働の確保・収集に配慮した受入体制の拡充・不適正搬入防止対策・計画的な施設整備の推進・ごみ処理技術の動向の把握
環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none">・環境保全対策・環境マネジメントシステムの活用
地球温暖化防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・熱エネルギーの一層の有効利用・地球温暖化防止対策への適切な対応・その他の環境への取り組み（緑化、太陽光発電、雨水利用等）
最終処分場の延命化	<ul style="list-style-type: none">・焼却灰の資源化・ごみ処理過程での資源回収・破碎処理残さの埋立処分量削減
災害対策の強化	<ul style="list-style-type: none">・災害等発生時の体制確保・清掃工場の強靱化・地域防災への貢献

関連資料 2 江戸川区の概要と人口推計

1 江戸川区の概要

(1) 地域の概要

江戸川区は東京都の最東端に位置し、江戸川を境に千葉県と接しており、北側は葛飾区、西側は墨田区、江東区に隣接し、南側は東京湾に面しています。

地形は、南北約 13 km、東西約 8 km、総面積 49.09 km²、南北に長い平坦地で 23 区の中で 4 番目の大きさです。

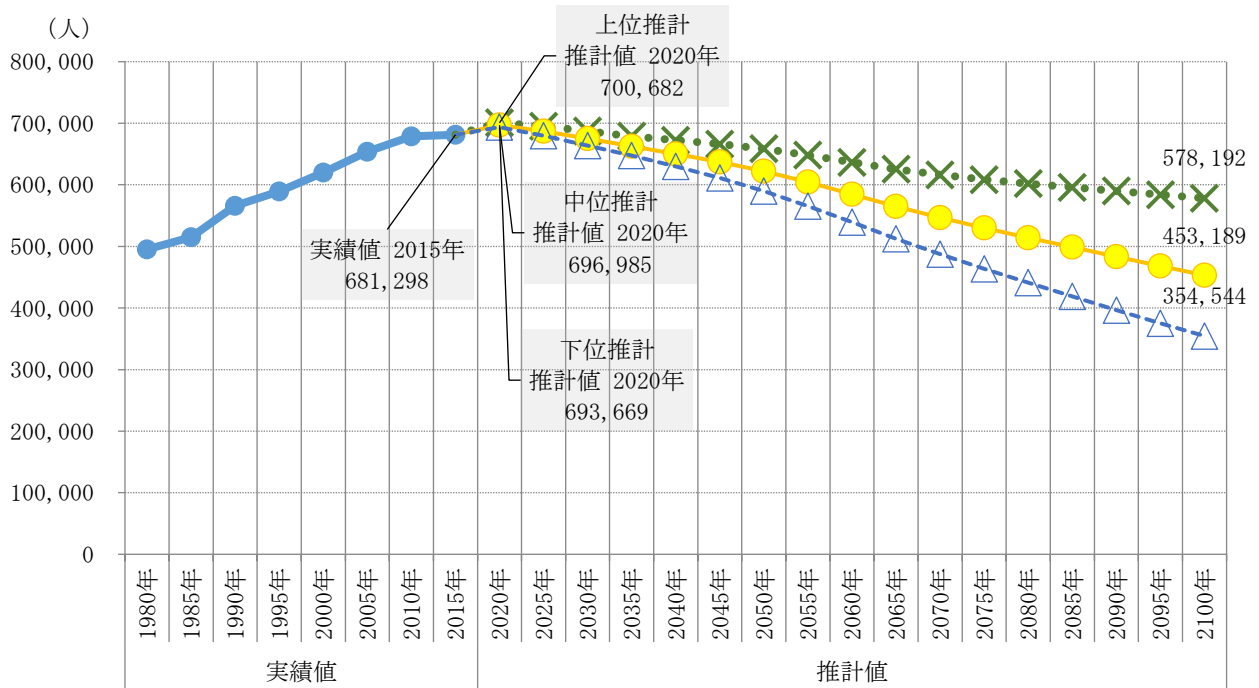
(2) 各清掃事務所の所管区域と地域特性

清掃事務所	所管区域	地域特性
小岩清掃事務所	<p>新中川以東の区域</p> <p>※小岩清掃事務所、東部事務所、鹿骨事務所の所管区域を合わせた区域</p>	<p>○小岩地区</p> <p>江戸川区で最も早く開けた地域であり、J R 小岩駅周辺では広範囲にわたって商業地が広がっています。駅から離れると一戸建て住宅地が広がる地域です。</p> <p>○東部地区</p> <p>一戸建て住宅地が多い地域ですが、新宿線開通にともない瑞江駅周辺で土地区画整理事業が行われ、この地区では集合住宅も多く見られます。また、東側の旧江戸川付近は中高層住宅地と工業流通地区が隣接した地域になっています。</p> <p>○鹿骨地区</p> <p>古くから都市農業や花き園芸業が盛んな地域です。このため緑豊かで閑静な住宅地が広がっています。篠崎駅周辺では土地区画整理事業が行われており、集合住宅の立地が見られます。</p>
葛西清掃事務所	<p>新中川以西で新大橋通り以南の区域(ただし、春江町4丁目、西瑞江4丁目、江戸川4丁目を除く)</p> <p>※葛西事務所の所管区域と同じ</p>	<p>葛西橋通り周辺とそれ以南の地域は昭和 40 年代後半から土地区画整理事業が行われ、道路と区画が整った住宅地です。</p> <p>葛西、西葛西、船堀駅周辺には商業集積も見られます。比較的まとまった土地が多くあったことで大規模な高層住宅地が多く、東西線葛西駅の南東側では一戸建て住宅地が広がっています。新川以北は密集の住宅地が見られ、南部の清新町・臨海町は大規模な高層住宅地です。また、南部の湾岸道路付近は工業流通地区で、車の通行量が多い地域となっています。</p>
小松川分室	<p>新中川以西で新大橋通り以北の区域(ただし、春江町4丁目、西瑞江4丁目、江戸川4丁目16番地～25番地を含む)</p> <p>※小松川事務所、区民課の所管区域を合わせた区域</p>	<p>○小松川地区</p> <p>京葉道路から北側では J R 平井駅を中心に商業地が広がっており、密集型の一戸建て住宅多いです。南側は防災拠点として市街地開発が行われ、大規模な公園を核として高層住宅地が整備されています。</p> <p>○中央地区(区民課)</p> <p>一戸建て住宅地とともに住工共存市街地が広がっており、職住近接型の地域になっています。区役所周辺から小松川・船堀駅にかけては工場が集中していますが、最近では工場移転にともない跡地がマンションとして土地利用される傾向にあります。</p>

2 人口推計

(1) 区全体の将来人口の推移（中位推計）

江戸川区全体の将来人口は、2020年から2025年の間に約70万人と人口のピークを迎えた後、緩やかに減少します。合計特殊出生率が現状のまま推移すると仮定した中位推計では、2100年の人口が約45.3万人と、2015年人口約68.1万人から約22.8万人減少します。



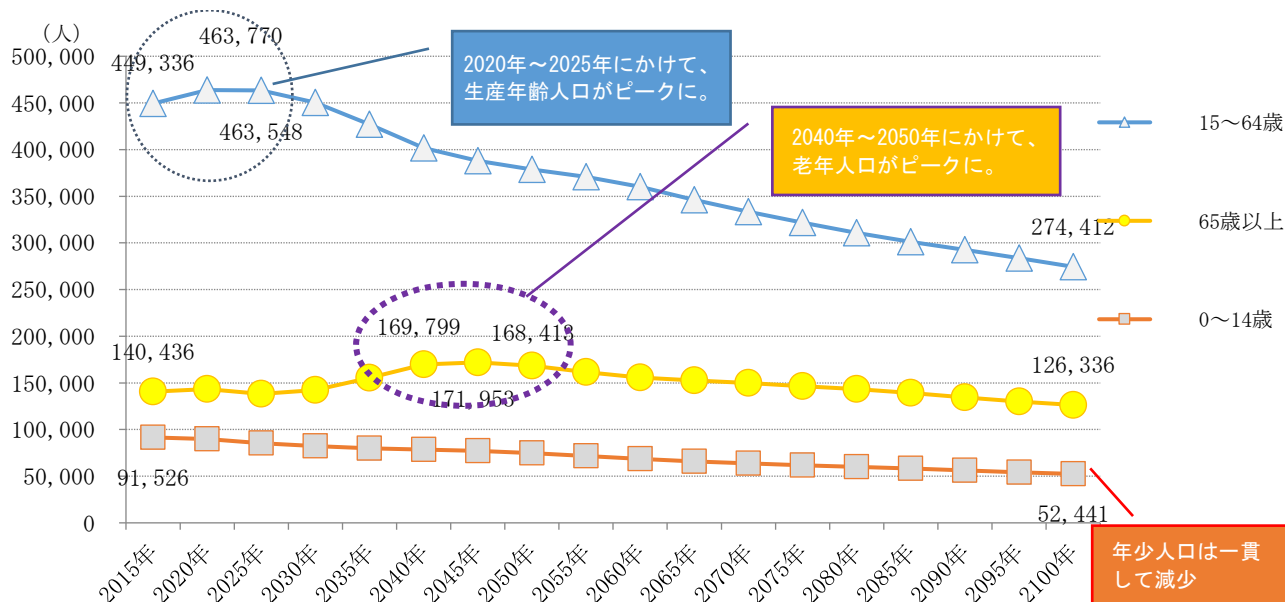
出典：施策策定のための人口等基礎分析

(2) 年齢構成の将来推移

年齢3区分別に将来人口推移をみると、生産年齢人口（15歳～64歳人口）、老年人口（65歳以上人口）、年少人口（0～14歳人口）はいずれも減少します。

このうち、生産年齢人口は総人口と同時期の2020年～2025年間に約46.4万人とピークを迎え、その後は減少します。

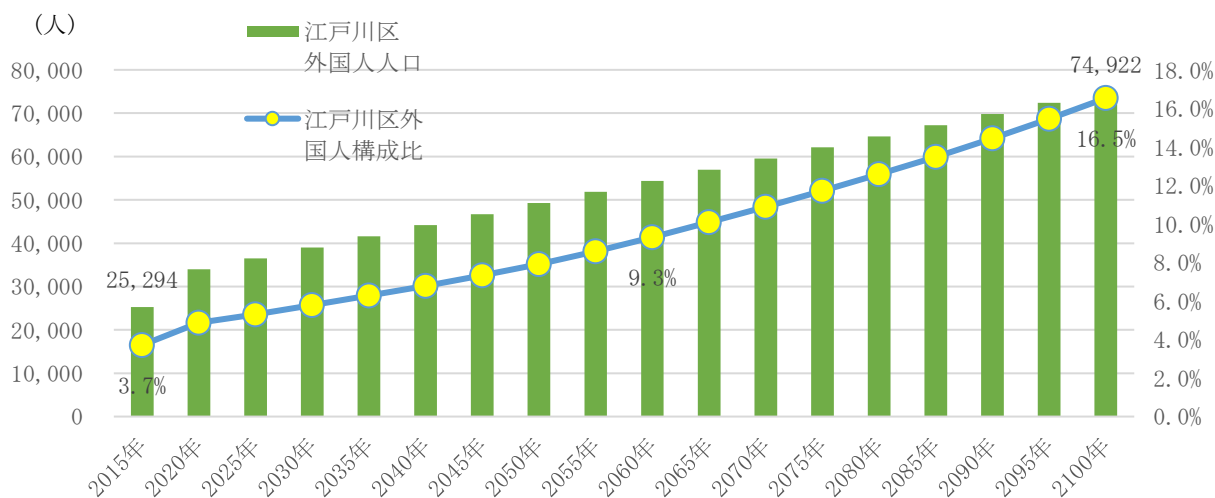
一方、2015年に約14.0万人だった老年人口は2040年から2050年にかけて17万人前後へと増加し、高齢化率は2015年時の20.6%から2045年には27.0%まで上昇します。高齢化はその後も続き、2100年には27.9%となります。



出典：施策策定のための人口等基礎分析

(3) 外国人の将来人口推計

江戸川区の外国人人口は、2100年に約7.5万人まで増加します。また、江戸川区の総人口は2025年を過ぎると減少し始めるため、外国人構成比は加速度的に上昇を続け、2100年に16.5%まで高まります。



出典：施策策定のための人口等基礎分析

関連資料3 ごみ処理・3Rの実態分析

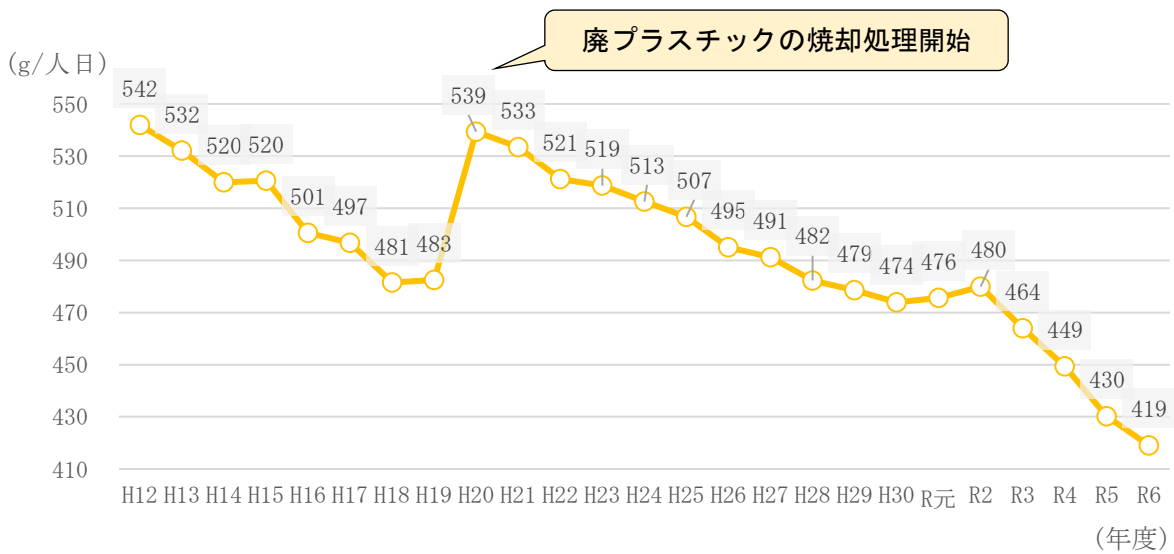
1 ごみ量と組成

(1) 江戸川区の品目に応じたごみ量の推移

■ 区民一人1日あたりの燃やすごみの量

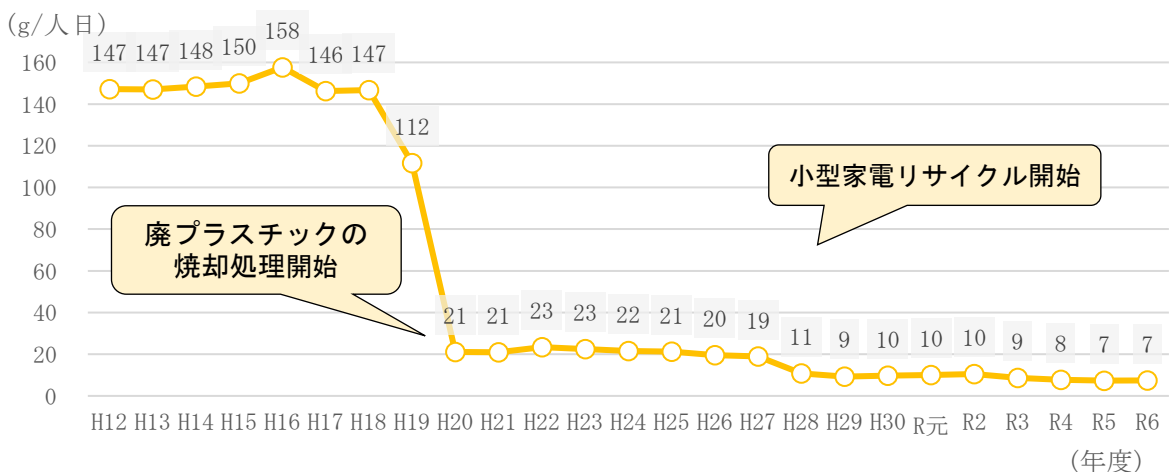
燃やすごみは、平成12年度の清掃移管以降減少傾向にありました。平成20年度の廃プラスチックの焼却処理開始の際に一時的に増加しましたが、それ以降は減少傾向にあります。

令和元年度には再度増加に転じ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により更に増加しましたが、令和3年度以降は再度減少傾向に転じ、新型コロナウイルス感染症の流行前を下回る量になっています。

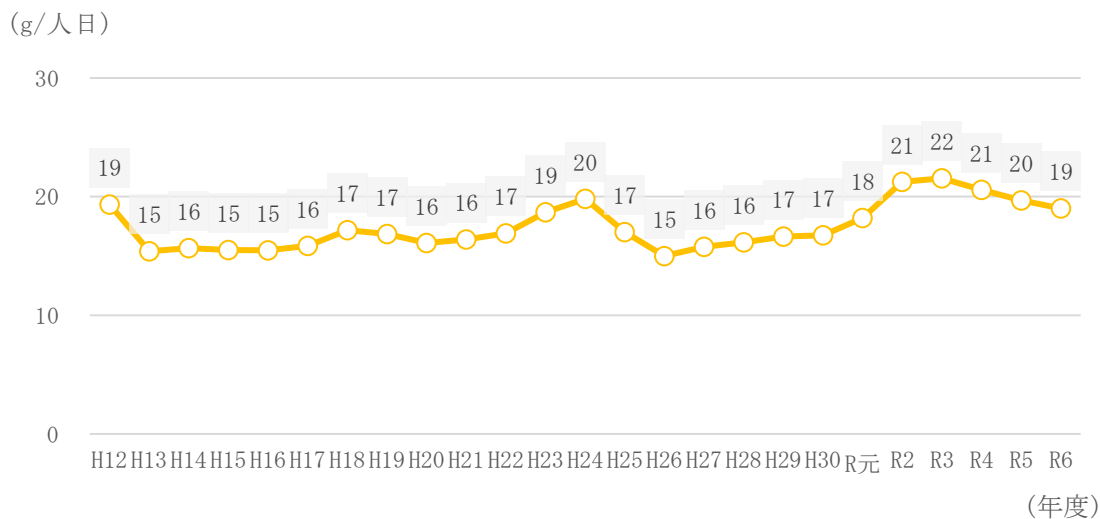


■ 区民一人1日あたりの燃やさないごみの量

燃やさないごみは、平成12年度の清掃移管以降は横ばいに推移していました。平成20年度の廃プラスチックの焼却処理開始の際に減少しましたが、その後は横ばいに推移し、平成28年度の燃やさないごみからの小型家電リサイクルの開始により減少し、その後は再度横ばいに推移しています。



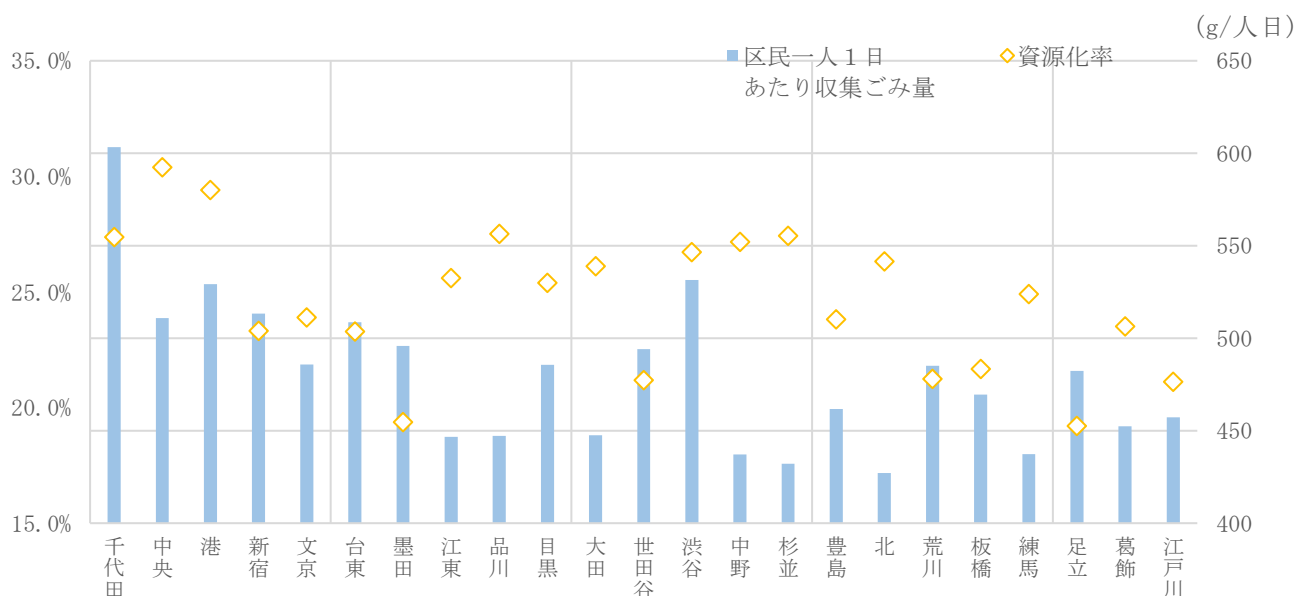
粗大ごみについては、燃やすごみや燃やさないごみと比較すると大きな変動はありません。消費税増税前の駆け込み需要により増えることもあれば、国の経済指標である耐久消費財の買い時判断の上昇と連動して増えることもあり、明確な傾向は見られません。ただし、平成26年度に底を打つと、その後は増加傾向となり、令和2年度以降は横ばいとなっています。



(2) 23区と江戸川区のごみ量

■ 23区の区民一人1日あたり収集ごみ量と資源化率比較

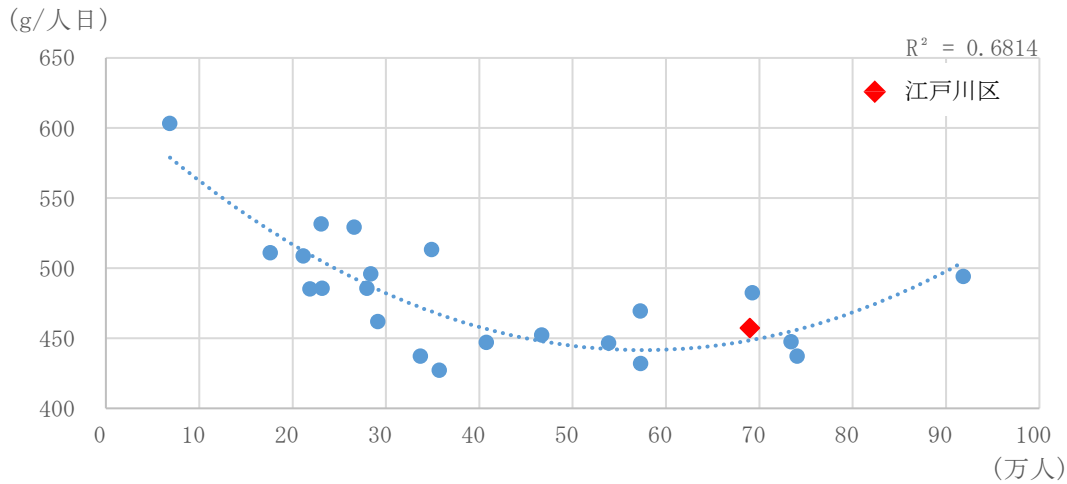
江戸川区の区民一人1日あたり収集ごみ量は23区で9番目に少なく、資源化率は21番目に低くなっています。



出典：東京二十三区清掃一部事務組合事業年報（令和5年度）

■ 23区の区民一人1日あたりのごみ量散布図

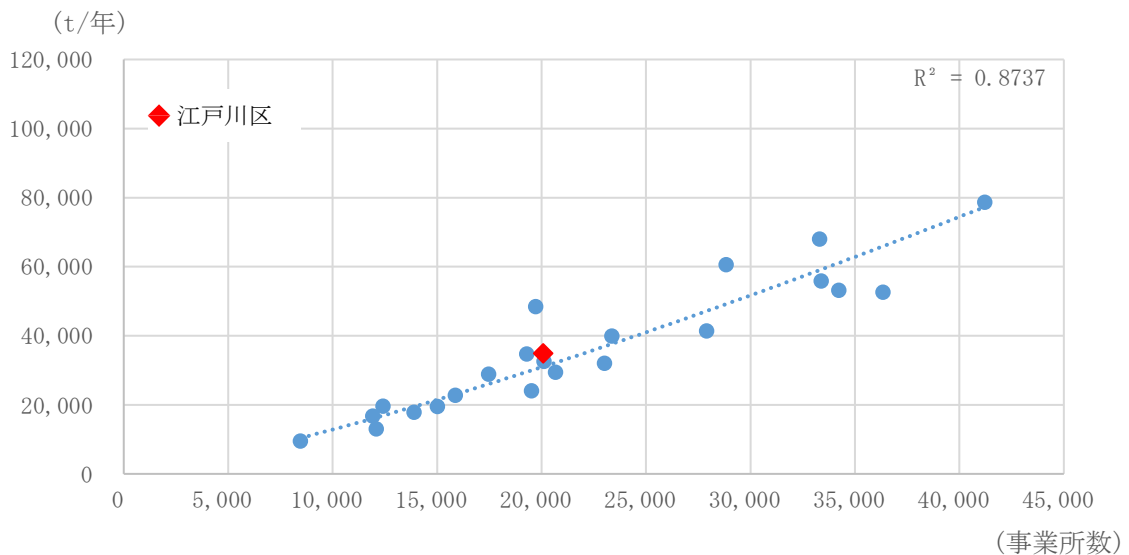
23区では、人口が多い区ほど区民一人1日あたりのごみ量が少ない傾向にありますが、人口が60万人を超えると増える傾向にあります。



出典：東京二十三区清掃一部事務組合事業年報（令和5年度）

■ 23区の持込ごみ量散布図

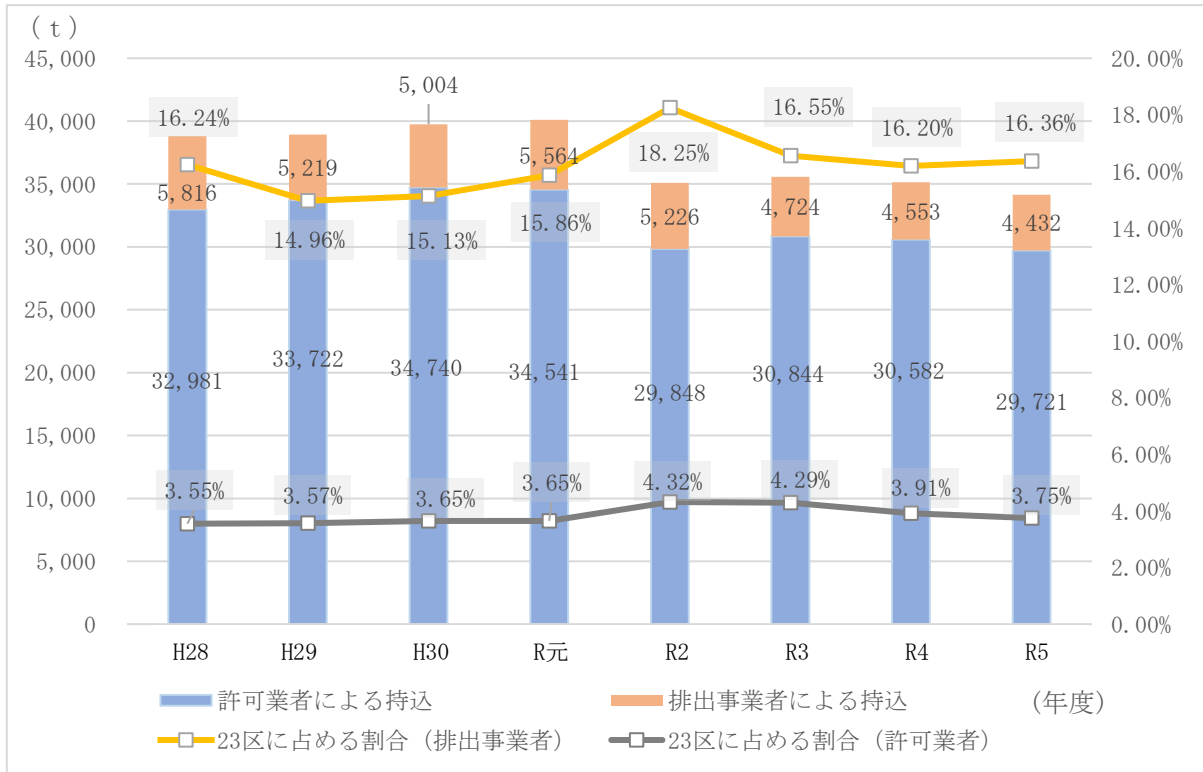
23区では、事業所数が多い区ほど持込ごみ量が多い傾向にあります。



出典：東京二十三区清掃一部事務組合事業年報（令和5年度）

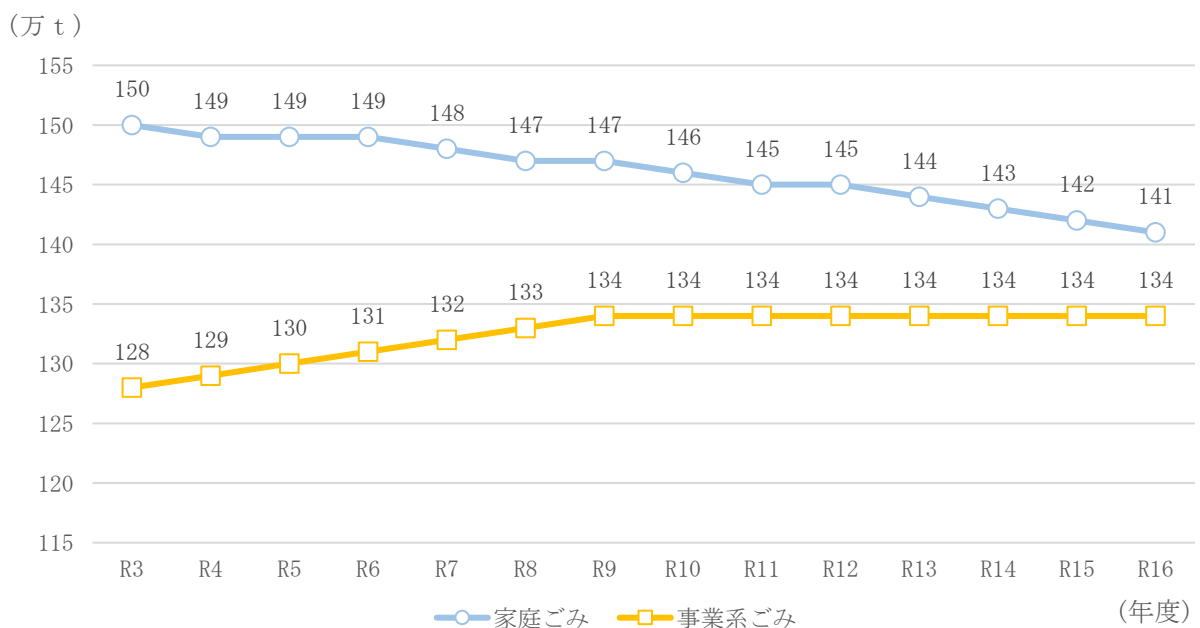
■ 23区に占める江戸川区の持込ごみ量の割合

23区に占める江戸川区の持込ごみ量の割合は、全体では4%程度ですが、排出事業者による持込ごみ量は15%程度を占めています。これは江戸川区の公園面積が23区で最も広いため、造園業者によるごみの持込が多いことが要因として考えられます。



■ 東京二十三区清掃一部事務組合のごみ量推計

東京二十三区清掃一部事務組合の推計によると、家庭ごみは令和16年度まで減少するとされています。また、事業系ごみについては、令和9年度まで増加し、その後は横ばいに推移するとされています。



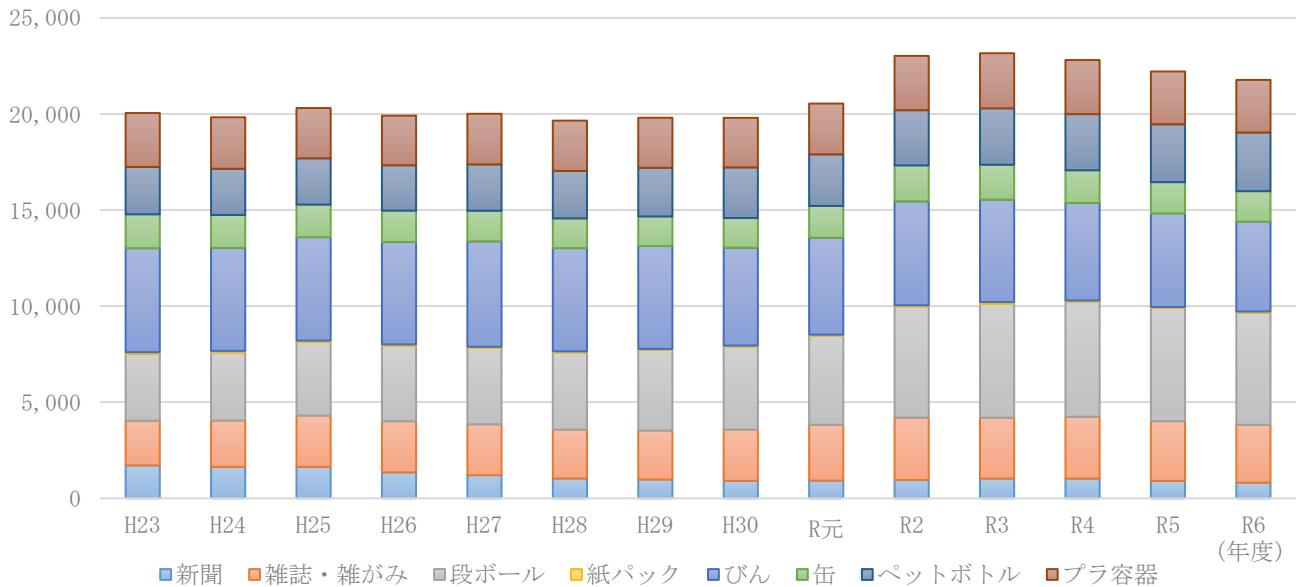
出典：東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画

2 3Rの取り組み

■ 分別資源回収量の推移

江戸川区の分別資源回収量は横ばいに推移しています。品目別にみると、新聞の減少、段ボールの増加が目立っています。これは、新聞購読世帯数の減少、インターネット通販等の拡大が要因として考えられます。

(t/年)

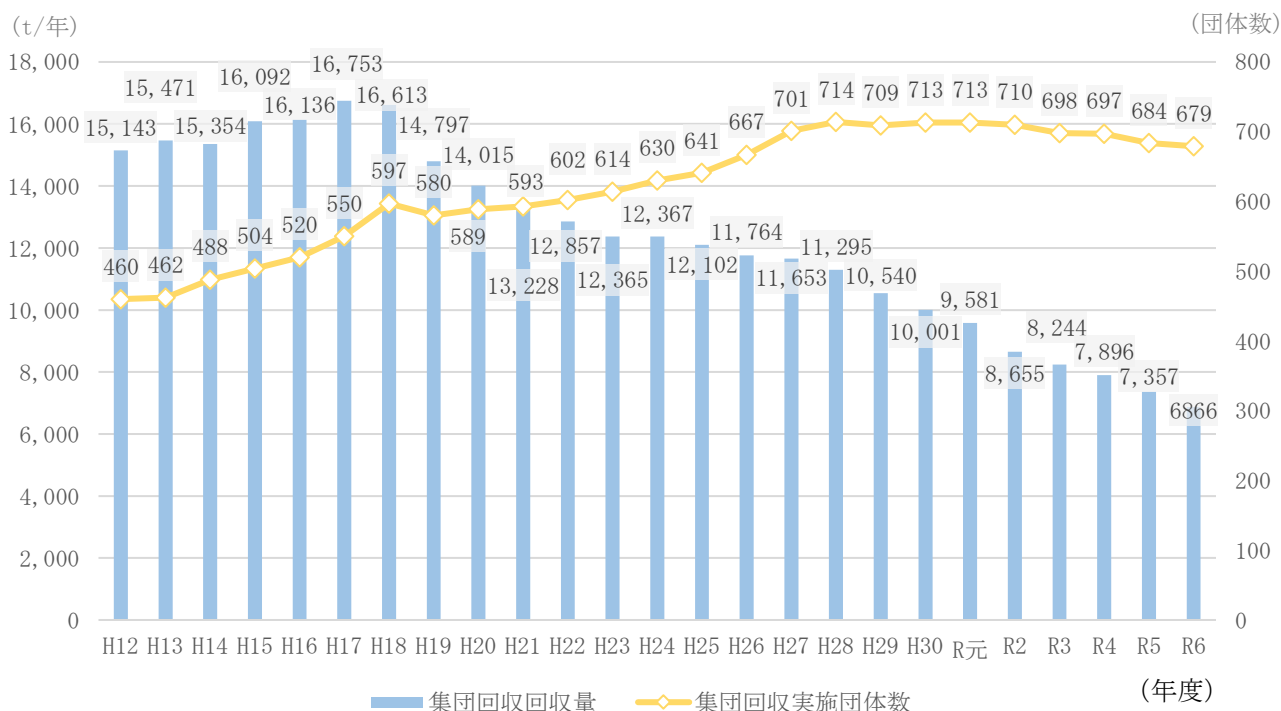


単位(t/年)

年度	新聞	雑誌 雑がみ	段ボール	紙パック	びん	缶	ペット ボトル	プラ容器	合計
H23	1,714	2,326	3,483	80	5,414	1,763	2,466	2,802	20,048
H24	1,631	2,422	3,536	84	5,359	1,710	2,407	2,677	19,826
H25	1,636	2,670	3,833	68	5,382	1,697	2,408	2,616	20,307
H26	1,349	2,663	3,926	74	5,323	1,635	2,360	2,580	19,910
H27	1,203	2,651	3,969	62	5,486	1,592	2,414	2,632	20,009
H28	1,033	2,543	4,019	53	5,372	1,546	2,470	2,617	19,653
H29	978	2,552	4,195	48	5,355	1,540	2,533	2,601	19,802
H30	909	2,670	4,321	51	5,089	1,544	2,637	2,576	19,797
R元	922	2,904	4,637	55	5,040	1,654	2,687	2,641	20,539
R2	960	3,241	5,785	60	5,406	1,873	2,871	2,824	23,020
R3	1,029	3,168	5,916	98	5,338	1,809	2,937	2,865	23,160
R4	1,025	3,216	5,993	61	5,074	1,701	2,923	2,813	22,806
R5	906	3,109	5,886	53	4,876	1,623	3,011	2,748	22,212
R6	815	3,007	5,843	58	4,678	1,581	3,054	2,735	21,772

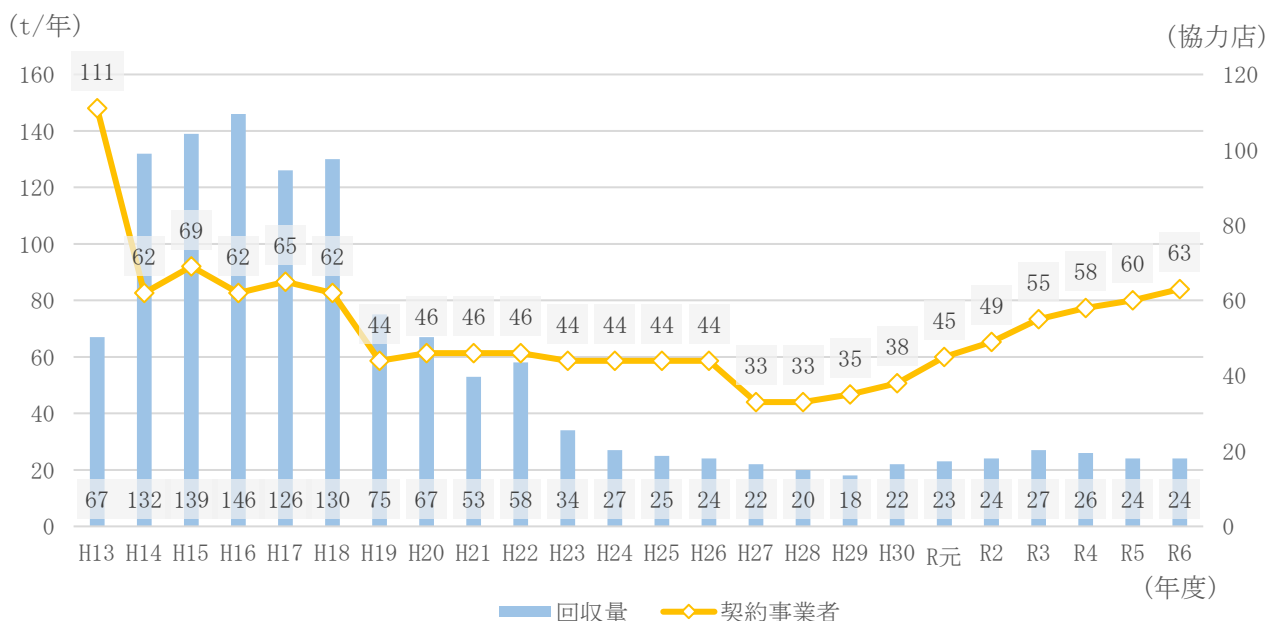
■ 集団回収量の推移

江戸川区の集団回収量は、減少傾向にあります。集団回収の実施団体は、平成28年度までは増加傾向にありましたが、その後は横ばいに推移し、令和2年度を境に減少傾向に転じています。



■ 事業系古紙リサイクルの回収量と事業所数の推移

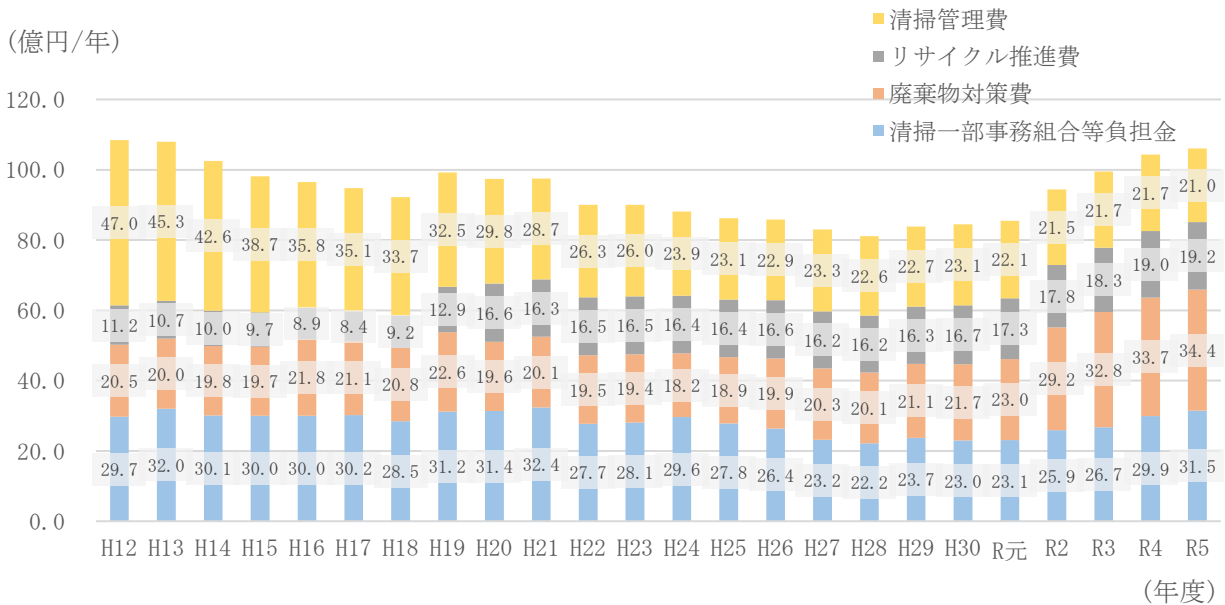
事業系古紙リサイクルシステムは、オフィスから排出される古紙を有効活用するため、製紙会社と古紙回収業者が相互に協力して行う事業系古紙の民間の回収システムです。回収量は平成24年度以降横ばいに移行しています。契約事業者数は平成29年度以降増加傾向となっています。



3 事業費

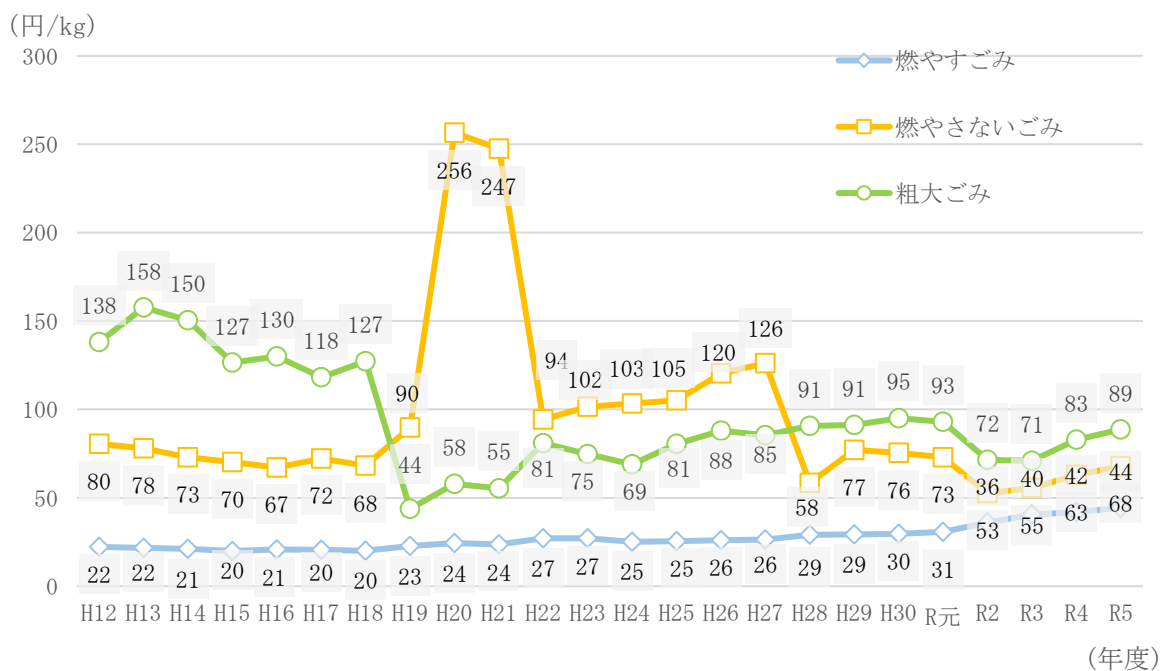
■ 清掃事業費構成比の推移

江戸川区の清掃事業費は、平成12年度以降、清掃管理費の割合が減少傾向にあり、リサイクル推進費が上昇傾向にあります。また、令和2年度からの江戸川清掃工場の建替えに伴い、燃やすごみを区外の清掃工場まで運搬する必要が生じ、収集運搬にかかる費用が増加したことなどから廃棄物対策費の割合が上昇しています。



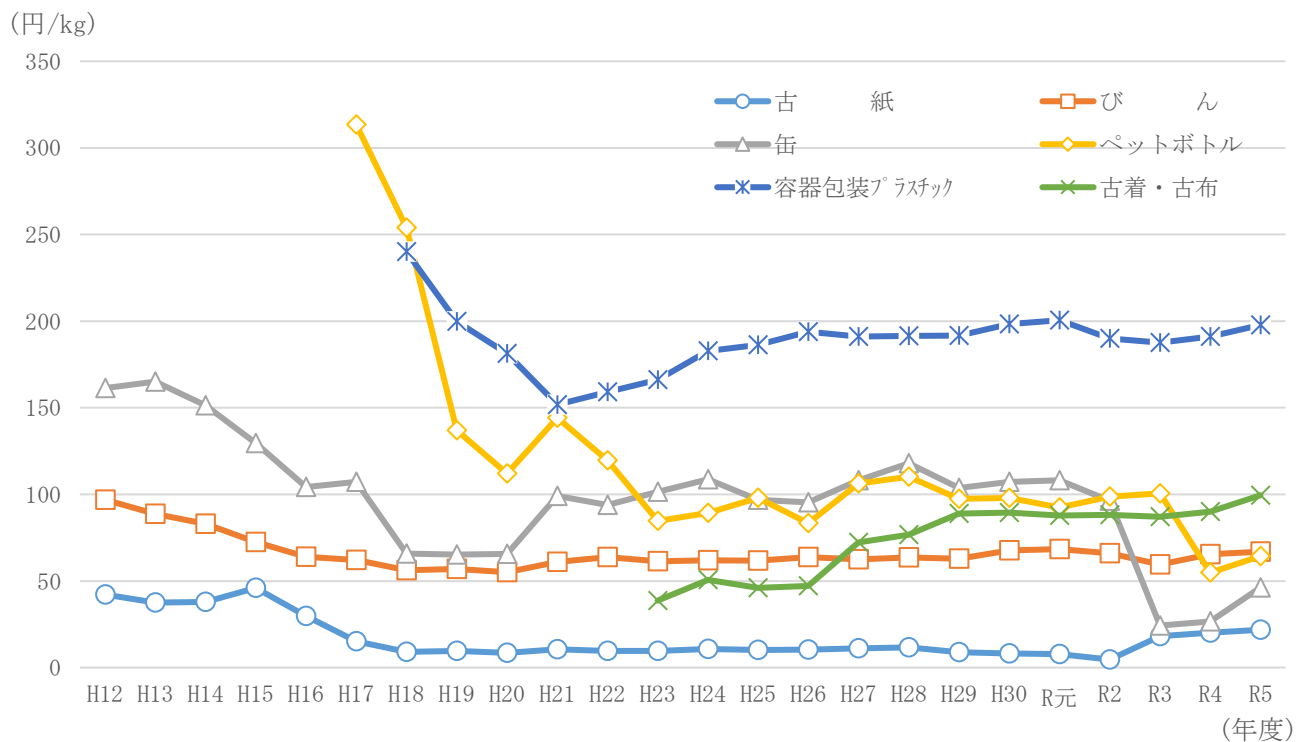
■ ごみの品目別処理原価の推移

ごみの品目別処理原価は、廃プラスチックの焼却処理や小型家電リサイクル開始の際に大幅に変動していますが、それ以外は概ね横ばいに推移しています。



■ 資源の品目別処理原価の推移

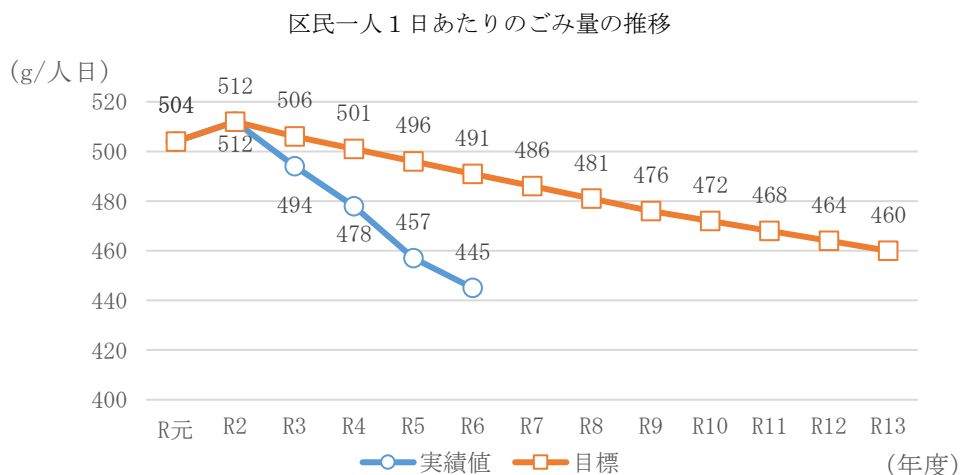
資源の品目別処理原価は、ペットボトルについては分別回収開始後から、缶については令和3年度から大幅に減少していますが、それ以外は概ね横ばいに推移しています。



関連資料4 ごみ量推計と減量目標

■ (第2次)第1期 Edogawa ごみダイエットプランの目標値と実績値の比較

令和2年度以降、区民一人1日あたりのごみ量は減少し続けています。令和5年度の区民一人1日あたりのごみ量は、令和13年度の目標である460gを下回る457gとなりました。



■ 第2次 Edogawa ごみダイエットプランの推計値

第2次 Edogawa ごみダイエットプランの推計値は、ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課）に基づき、トレンド法を用いて推計しました。

区民一人1日あたりのごみ量については、廃プラスチックの焼却処理、容器包装プラスチック回収を本格導入した平成20年度以降のごみ量からトレンド推計を行っていましたが、第二期では令和2年度以降のごみ量からトレンド推計を行いました。

持込ごみ量については、清掃移管以降、実施方法に大きな変更がなかったことから、清掃移管後の平成12年度以降のごみ量から、トレンド推計を行いました。回帰式は、最も高い相関が見られた累乗近似値を採用しました。

資源回収量については、区民一人1日あたりのごみ量と同様、廃プラスチックの焼却処理、容器包装プラスチック回収を本格導入した平成20年度以降のごみ量からトレンド推計を行いました。

項目	推計方法	回帰式
区民一人1日あたりのごみ量	トレンド法 (R2～R6)	対数近似値
持込ごみ量	トレンド法 (H12～R5)	累乗近似値
資源回収量	トレンド法 (H20～R5)	対数近似値

関連資料 5 具体的施策

第2次 Edogawa ごみダイエットプラン実施状況

今後、一部実施、検討中又は未実施の項目については、令和13年度までに実施できるよう努めていきます。また、すでに実施済みの施策についても、継続するだけでなく改善を加えながら、実効性のあるものとしていきます。

評価 A：実施 B：一部実施 C：検討中 D：未実施

1 環境学習・意識啓発の促進		
評価	(1)	情報の提供
A	①	広報えどがわ・ホームページなどによる多様な情報の提供 広報えどがわ・ホームページを中心に、多様なかたちで区民・事業者に必要な情報を提供します。
A	②	ごみ分別チャットボットの運用 24時間リアルタイムでごみの出し方の問い合わせ対応が行えるごみ分別チャットボットの利便性向上を図ります。
A	③	情報誌「ごみダイエット」の発行 ごみ減量に繋がる取り組みをお知らせする「ごみダイエット」を発行します。
A	④	「資源とごみの出し方基本ルール」の発行 ごみと資源の分け方・出し方や収集日などをお知らせする「資源とごみの出し方基本ルール」を発行し、区内転入者に配布します。また、不動産業者や学生寮などの管理者と連携して資源とごみの出し方の周知の徹底を図ります。
B	⑤	事業者向け情報冊子の発行 事業者向けの情報冊子を発行することにより、事業者の自己処理責任と3Rへの意識を高めます。
A	⑥	ごみ減量効果の見せ方の工夫 ごみ減量状況を身近な物や二酸化炭素削減などの数値でわかりやすく示します。
評価	(2)	外国人向け普及啓発の拡充【重点施策】
A	①	広報媒体多言語化の検討 資源とごみの出し方基本ルールの英語版、中国語版、韓国版を作成し、その他の広報媒体についても多言語化の検討を行います。また、ごみ分別チャットボットも多言語化に向けた検討を行います。
A	②	「やさしい日本語」による冊子の発行 外国人向けに、やさしい日本語によるごみの出し方のルールを掲載した冊子を作成します。
評価	(3)	人材育成の推進
A	①	環境学習の実施 小中学校などを対象にカッティングカーや環境教育冊子などを使った環境学習を行います。
A	②	出前講座の実施 町会や自治会などへ積極的に事業のPRを働きかけ、分別や3Rの取り組み方法などについての身近な学びの場として出前講座を行います。
A	③	リサイクル施設等見学会の開催 区民のごみ減量意識の向上を図るため、児童・生徒とその保護者を中心に、リサイクル施設をはじめ清掃工場や埋立処分場などの見学会を開催します。

A	④	地域イベントへの参加 区内各地域で行われるイベントに参加し、地域交流を図りながらごみの減量や3Rの取り組みを促進します。
A	⑤	学校文化祭などへの支援 高校などの文化祭において、生徒自らがごみ減量などに関わる企画・運営を行う際の支援を通じて、同世代や地域への普及啓発を促進します。
2 区民・事業者・区による協働体制づくり		
評価	(1)	区民や事業者の組織との連携
A	①	廃棄物減量等推進審議会の開催・運営 区民・事業者・学識経験者の代表による廃棄物に関する課題について審議する廃棄物減量等推進審議会を開催・運営します。
A	②	商店街や事業者団体などとの連携 商店会やスーパーなどの小売店と連携を図り、レジ袋削減やばら売りなどのごみ減量につながる取り組みを行います。また取り組みを一層拡大させるために、スーパーやコンビニエンスストアなどの事業者団体との連携も図ります。
A	③	地域団体やNPO法人との連携および事業の支援 町会・自治会などの地域団体などに3Rの情報を提供し、サポート体制を整えることで効果的な3Rの取り組みを行います。
A	④	エコストアとの連携 環境にやさしい取り組みをしているエコストアと連携を取りながら、その活動を支援するとともに、区民に対して積極的に情報提供します。
評価	(2)	認定NPO法人えどがわエコセンター実施事業との連携【重点施策】
A	①	もったいない運動えどがわの支援 えどがわエコセンターが中心となって実施している「もったいない運動えどがわ」をさらに推進するための協力をします。
A	②	「おもちゃの病院」の利用促進 壊れたおもちゃをすぐに捨てることなく、修理し再び遊べるよう、えどがわエコセンターで実施している「おもちゃの病院」の利用を呼びかけます。
B	③	生ごみリサイクル講習会の実施 えどがわエコセンターと連携して「生ごみリサイクル講習会」参加者の拡大を図ります。
D	④	循環型ガーデニング収穫祭の実施 えどがわエコセンターが実施している循環型ガーデニング収穫祭と連携して、堆肥化の普及啓発を図ります。ガーデニングの土は生ごみや動物のフンを肥料として利用し、循環型社会についての理解を深めます。
A	⑤	エコカンパニーえどがわ登録の呼びかけ えどがわエコセンターが実施しているエコカンパニーえどがわ登録と連携して、ごみの減量や省エネに取り組む環境に配慮した事業所の拡大を図ります。
評価	(3)	集団回収の促進【重点施策】
A	①	未実施団体への働きかけ 集団回収は、地域の住民団体が各家庭から出る資源を持ち寄り、民間事業者に引き渡す自主的なリサイクル活動です。資源回収拡大のため、集団回収未実施町会などへの働きかけを行います。
A	②	実施団体への働きかけ 実施団体に対しては、回収日を増やしたり、回収品目を拡大したりするなどの働きかけを行います。

A	③	<p>実施団体への支援</p> <p>集団回収での回収量に応じた報奨金の支給や、集団回収ニュースを通じて特色ある活動をしている団体の紹介などを行い、集団回収を支援します。</p>
3 食品ロスの削減		
評価	(1)	家庭系食品ロスの削減【重点施策】
A	①	<p>生ごみの水切り運動の促進</p> <p>生ごみには水分が多く含まれているので、捨てる前の”ひとしぼり”を促進します。</p>
A	②	<p>食生活の見直しの推進</p> <p>ごみを出さない調理方法の工夫や食べ残しをしない生活習慣の呼び掛けなどにより、食品ロスを抑制します。</p>
A	③	<p>賞味期限、消費期限の正しい理解の普及</p> <p>賞味期限や消費期限などの食品管理の正しい知識を普及することで無駄に廃棄する食品を削減します。</p>
A	④	<p>フードドライブの実施</p> <p>まだ食べられる未利用食品などを回収するフードドライブをイベントなどで実施します。えどがわエコセンターでは常設回収を実施しているので、えどがわエコセンターと連携して回収の呼びかけを行います。</p>
A	⑤	<p>食べきりレシピの募集</p> <p>普段何気なく捨てられていたり、余りがちであったりする食材を使った食べきりレシピを募集し、応募のあったレシピを発信します。また、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会を通じ、料理レシピコミュニティウェブサイトや全国の区市町村へ発信していきます。また、料理研究家の方などと連携してレシピの発信を行います。</p>
A	⑥	<p>料理教室の開催</p> <p>料理研究家など料理の専門家を招いて、食べきりレシピなどの料理教室を開催します。</p>
A	⑦	<p>全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携</p> <p>「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する全国の都道府県と市区町村が参加する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携することにより、食品ロス削減に関する普及啓発、情報共有及び情報発信を更に進めます。</p>
評価	(2)	事業系食品ロスの削減【重点施策】
A	①	<p>食べきり推進店の登録</p> <p>食べ残し削減に取り組んでいる店舗を「食べきり運動推進店」と位置づけ、これらの店舗を広く周知し、事業者との連携のもと、食品廃棄物の削減を図ります。</p>
A	②	<p>30・10運動の推進</p> <p>家庭と宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンである30・10運動を推進します。30・10運動とは、宴会では乾杯後30分は席を立たずに料理を楽しみ、お開き10分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しむよう促し食品ロスを削減するものです。</p>
A	③	<p>表彰制度の創設</p> <p>食品ロス削減に積極的に取り組み、顕著な成果をあげている団体・事業者等に表彰を行い、食品ロスの削減について更なる促進とその普及を目指します。</p>
A	④	<p>食品ロス削減推進会議の開催</p> <p>食品ロスを削減するため、区の所管や関係団体等で情報共有をはかる会議を開催し、それぞれの取り組みの実績や成果を確認し、更なる取り組みへの足掛かりとします。</p>
A	⑤	<p>関係団体・事業者等の取り組みの紹介</p> <p>食品ロスの削減に向けて取り組みを行っている事例などを区ホームページなどで紹介します。</p>

A	⑥	食品マッチングアプリの導入<廃止> 店舗、小売店において、作りすぎや売れ残り等により食品ロスが生じる場合、それを必要とする人に安価で提供するマッチングサービスをアプリ形式で導入します。
A	⑦	食品ロス「0」週間の実施 食品ロスの削減について積極的に普及啓発を行なう食品ロス「0」週間を実施します。
A	⑧	自主的なリデュースの取り組みの推進 量り売り、バラ売り、簡易包装など店舗の主体的な取り組みを推進します。
4 プラスチックを含めた3Rの推進		
評価	(1)	プラスチック資源循環の推進【重点施策】
A	①	マイバック運動推進店の拡大 マイバッグ運動の趣旨に賛同する店舗の拡大を図ります。各店舗のレジ袋削減のための取り組み例として、レジ袋が必要かどうかの声掛けや店内放送、ポスター掲示による周知などがあります。
A	②	区民参加型のキャンペーンの開催 マイバッグを継続的に利用する区民を増やすために、えどがわエコセンターと共同で6月の環境月間や10月の3R推進月間に商店会やスーパーなどと連携しマイバッグキャンペーンを開催します。
A	③	製品プラスチックリサイクルの検討 平成20年度から実施している容器包装プラスチックのリサイクルに加え、製品プラスチックのリサイクルを進めます。
評価	(2)	3Rの更なる推進（家庭ごみリユースの促進）【重点施策】
D	①	不用品の情報登録制度「リサイクルバンク」の利用拡大<廃止> 登録物品の情報を充実するなど利用しやすい制度にするための工夫を行います。
A	②	3Rショップの情報提供 修理の店、リサイクルショップの情報を提供し、利用の呼びかけを行います。
A	③	子ども服☆ばとんたっちの実施 成長に伴いサイズが合わなくなってしまった子ども服やベビー服を、必要とする人に譲り渡す子ども服☆ばとんたっちを実施します。
A	④	区立公立中学校における制服等リユースの促進 卒業などにより使用しなくなった制服を譲り合う仕組みを各校において構築します。
評価	(3)	3Rの更なる推進（家庭ごみリサイクルの促進）【重点施策】
A	①	分別の徹底 リサイクルの取り組みを推進するために、区民や事業者に正しい分別の徹底を促進します。
A	②	雑がみ回収の促進 住民が出ししやすい排出方法を検討し、雑がみのリサイクルを促進します。
A	③	資源持ち去り対策の強化 資源の持ち去りに対するパトロールのほか、古紙関係団体などと連携し引き続き対策の強化を図ります。
B	④	家電リサイクル法に基づくリサイクルの促進 メーカーによる回収・資源化が行われている家電リサイクルについて、複雑な料金体系や支払方法などの見直しを国に対して働きかけます。また、適正な排出が促進されるよう情報を提供します。
A	⑤	小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの促進 区民、事業者、区が連携し、有用金属等の回収方法や再資源化を工夫しながらリサイクルを促進します。
B	⑥	リサイクル品目の拡充 燃やさないごみ、粗大ごみの資源化を検討します。また、将来的には、剪定枝、生ごみ、紙おむつなどのリサイクルを検討します。

評価	(4)	3Rの更なる推進（事業系リサイクルの促進）【重点施策】
A	①	<p>区の率先した3R・グリーン購入の推進</p> <p>区は率先して区内事業者の手本となるよう環境行動計画を実行し、3Rを推進しました。イベント時のリユース容器利用の促進など、使い捨て容器からリユース、リサイクル容器への切り替えなども行います。</p>
B	②	<p>給食残さの飼料化の推進</p> <p>区立小中学校および区立保育園における給食残渣の飼料化を推進します。</p>
D	③	<p>事業系古紙リサイクル制度の支援</p> <p>事業所から出る古紙のリサイクルシステムである「江戸川エコ・オフィス協力会」の利用の拡大を図るため、排出事業者への周知やこれまで以上に利用しやすいシステムにするため働きかけます。</p>
A	④	<p>食品リサイクル法に基づく事業者の取り組みの促進</p> <p>食品関連事業者が食品リサイクル法に基づくリサイクルルートを活用し、食品廃棄物の資源化が促進されるよう情報を提供します。</p>
A	⑤	<p>スーパー、コンビニなど店舗の自主回収の促進</p> <p>スーパー、コンビニなどが店頭の回収ボックスなどで行っている資源物自主回収の取り組みを促進します。</p>
C	⑥	<p>剪定枝などの資源化の検討</p> <p>事業者により清掃工場に持ち込まれ焼却されている剪定枝などについて、資源として有効に活用される方法について検討しました。また、落ち葉の堆肥化などを環境学習で活用することも検討します。</p>
A	⑦	<p>廃棄物管理責任者講習会の開催</p> <p>事業所の延べ床面積1,000㎡以上の事業者の意識啓発のため、講習会を開催します。</p>
A	⑧	<p>大規模事業所・大量排出事業者への指導・要請</p> <p>延べ床面積1,000㎡以上の大規模事業所への立入調査、指導を徹底するとともに、1,000㎡未満の事業者に対しても指導や要請を行います。</p>

5 環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進

評価	(1)	正しい分別排出
A	①	<p>排出方法の周知</p> <p>資源・ごみ集積所への看板設置、ポスター貼付により、ごみの分別区分やごみ種ごとの排出方法を周知徹底します。集合住宅のごみの適正排出を徹底するため、管理会社や管理組合、管理人を通じて排出ルールを周知します。</p>
A	②	<p>排出指導</p> <p>分別ルールが守られていないごみについては、警告シールを貼付し、ごみを取り残すことで正しい排出方法へ導きます。</p>
A	③	<p>ふれあい指導</p> <p>ごみや資源が正しく分別・排出されるように、区民・事業者に対して直接対面するふれあい指導を行います。</p>
A	④	<p>新規開発事業者などとの協議</p> <p>新規に建設される集合住宅・商業施設に対しては、収集時の安全確保、適正な処理を図るため、資源・ごみの保管場所の事前協議を徹底します。</p>
A	⑤	<p>集積所用ネットの貸出し</p> <p>ごみの飛散、カラス・ねこなどによるごみの散乱や資源の持ち去り対策として、集積所用ネットの貸出しを行い、住民による集積所の清潔保持を促します。</p>
A	⑥	<p>医療廃棄物の処理</p> <p>医療機関や在宅医療により家庭から排出される医療系の廃棄物は、適正な排出方法が守られるよう、東京都や医師会などと連携しながら、指導を行います。</p>

A	⑦	区が収集できないごみの情報提供 区では収集できないごみについて民間の処理業者を紹介するなど、適正処理のための情報提供を行います。
A	⑧	不法投棄への対応 不法投棄防止看板の貸出しや集積所パトロールを実施し、粗大ごみや廃家電などの不法投棄の防止に努めます。
評価	(2)	収集運搬
A	①	収集体制の維持・向上 安定的で効率的な収集作業を行うため、収集方法や収集経路などについて適宜検証を行います。
C	②	AI技術の活用 AIを活用した効率的な収集作業を研究していくとともに、収集したビックデータを分析し区政へ有効利用していきます。
A	③	安全・安心パトロール 安全・安心パトロールの一環として、清掃車両に「子ども見守り隊」ステッカーを貼り、地域と協力しながらパトロールを実施します。
A	④	廃棄物処理業の許可 事業活動にともなって生じた一般廃棄物を処理する業者に対して適切な許可を行うとともに、許可業者が周辺環境に配慮した適正な処理を行うよう、立入検査を行い指導します。
評価	(3)	適正な中間処理、最終処分場の延命
A	①	中間処理 中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理体制を維持し、環境負荷の少ない中間処理を実施します。清掃工場での熱回収や、燃やさないごみからの資源物の回収やスラッグの再利用および主灰のセメント原料化など、中間処理段階での資源化を進めます。
A	②	最終処分 最終処分については、他区、東京二十三区清掃一部事務組合と連携し、東京都が管理運営する最終処分場において環境負荷の少ない埋立処分が実施されるよう働きかけ、長期延命化に向けた施策に協力します。
評価	(4)	高齢者や障害者への対応【重点施策】
A	①	高齢者・障害者世帯の戸別訪問収集 一人暮らしの高齢者をはじめ、ごみ出しが困難な高齢者や障害者だけの世帯については、申請に基づき、戸別に訪問して資源とごみを収集します。
A	②	遺品整理ごみなどへの対応検討 高齢化に伴い、生前整理ごみや遺品整理ごみなどへの需要が高まることが予見されます。これらのごみにも対応できる体制の構築を検討します。
評価	(5)	環境対策
A	①	清掃車両の環境負荷の低減 収集時の環境負荷を低減するため、引き続き、環境負荷の少ない低公害車を導入するとともに、ごみの排出量に応じて清掃車両台数の適正化を図ります。
A	②	環境負荷の少ないごみ処理に向けた調査・研究 ごみの組成調査を定期的実施するとともに、環境負荷の少ない適正なごみ処理方法についての調査・研究を行います。
評価	(6)	緊急時における執行体制構築【重点施策】
B	①	災害時の対応 江戸川区災害廃棄物処理計画等に基づき、関係機関と緊密な連携のもとに、災害時に大量に発生することが想定される災害廃棄物処理の実行性向上に努めます。

A	②	新型コロナウイルス感染症等の影響下における対応 新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大の影響下においても安定的にごみの処理が行える体制を構築します。
6 ごみ処理コスト縮減と処理経費負担の適正化		
評価	(1)	ごみ処理コスト縮減
A	①	民間収集運搬業者への委託基準の検証 リサイクル品目の拡大などで、区の資源・ごみ収集の外部委託化が拡大する中で、安定的で効率的な収集運搬業務を行っていくための基準について適宜検証を行います。
A	②	ごみ処理体制の合理化 ごみの発生抑制・再利用を推進し、ごみを減量化するとともに、民間活力を導入することにより、ごみの基本的な収集体制の合理化を図ります。
A	③	ごみ処理費用の公表 清掃・リサイクル事業に関する費用について原価計算を実施し、区民に情報を公表します。
評価	(2)	ごみ処理経費負担の適正化【重点施策】
A	①	廃棄物処理手数料の見直し 廃棄物処理手数料は二十三区共通で見直すことになっています。他区や東京二十三区清掃一部事務組合と調整しながら廃棄物処理手数料の適正化を図ります。
A	②	事業系有料ごみ処理券の適正貼付の徹底 事業者間の公平性を確保するため、区の収集に排出する際に有料ごみ処理券が貼られていない事業系ごみへの警告シールによる取り残し、排出指導を徹底します。
A	③	家庭ごみ有料化の調査・研究 家庭ごみの有料化導入については、他区の動向などを踏まえつつ、調査・研究を行います。
評価	(3)	事業系廃棄物の自己処理促進【重点施策】
A	①	事業系廃棄物の処理基準の見直し 事業系ごみの自己処理原則の徹底を図るため、有料ごみ処理券を貼付して区の収集に排出することが認められているごみの排出量の基準について更なる見直しを検討します。
A	②	事業系廃棄物の委託化の促進 一定量以上のごみを排出する事業者に対して許可業者の情報を提供したり、商店会が共同での許可業者へ委託している事例を紹介したりするなど、許可業者への委託化を促進します。

関連資料 6 審議経過など

1 江戸川区廃棄物減量等推進審議会

(1) 審議経過

実施回	実施日	審議内容
第 69 回	令和 6 年 12 月 9 日	江戸川区一般廃棄物処理基本計画の中間改定について
第 70 回	令和 7 年 2 月 18 日	江戸川区一般廃棄物処理基本計画の中間改定について
第 71 回	令和 7 年 7 月 23 日	江戸川区一般廃棄物処理基本計画の中間改定について
第 72 回	令和 8 年 1 月 28 日	江戸川区一般廃棄物処理基本計画の中間改定について

(2) 委員名簿

区分	氏名	現職
会 長	岡島 成行	環境ジャーナリスト (公社) 日本環境教育フォーラム会長
副会長	織 朱實	環境省中央環境審議会専門委員 上智大学大学院教授
委 員	窪田 龍一	区議会代表 生活振興環境委員会委員長
委 員	小林 智夫	区議会代表 生活振興環境委員会副委員長
委 員	林 昭仁	事業者(商業)代表 区商店街連合会副会長
委 員	江南 一郎	事業者(工業)代表 江戸川中央工業会副会長
委 員	牧野 恵一	事業者(一般廃棄物処理事業者)代表 東京廃棄物事業協同組合常任理事
委 員	田口 勝久	事業者(23区清掃事業雇上業者)代表 江戸川環境保全事業協同組合理事長
委 員	内山 登志雄	町会代表 江戸川区連合町会連絡協議会瑞江地区連合町会会計
委 員	田中 稔家	集団回収団体代表 松島東町会会長
委 員	松川 香	女性団体代表 はとの会会長
委 員	牧 勝彦	公募区民
委 員	伊藤 浩子	公募区民
委 員	山本 カヨ子	公募区民
委 員	大和 義行	公募区民